

令和2年 12月 2日開会

令和2年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和2年12月定例会議議案

(1)

2分冊の2

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 8 号	宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例
議案第 9 号	宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例
議案第10号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市再生可能エネルギー基金条例
議案第12号	平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号	令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	宮古市子ども条例
議案第15号	財産の処分に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第16号	負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて
議案第17号	宮古市と岩手県との間の宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を廃止することの協議に関し議決を求めることについて
議案第18号	字の区域の変更について
議案第19号	重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて

議案第20号	重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を 求めることについて
議案第21号	市道路線の廃止について
議案第22号	市道路線の認定について

議案第 8 号

宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

(宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例 (平成 17 年宮古市条例第 80 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。</p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(宮古市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 宮古市介護保険条例 (平成 17 年宮古市条例第 108 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>) 中においては、年 14.6</p>

<p>6パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 宮古市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年宮古市条例第172号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 当分の間、第16条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 当分の間、第16条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 宮古市後期高齢者医療に関する条例(平成20年宮古市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第2</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第</p>

6号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の一部改正)

第5条 宮古市医師等養成奨学資金貸付条例(平成23年宮古市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例、宮古市介護保険条例、宮古市公共下水道事業受益者負担に関する条例、宮古市後期高齢者医療に関する条例及び宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応す

る延滞金については、なお従前の例による。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方税法の改正に準じ、諸収入金等に係る延滞金の割合の特例について、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例

宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成 26 年宮古市条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例による廃止前の宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（次項において「廃止前の条例」という。）第 2 条から第 4 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 廃止前の条例第 2 条第 1 項本文の規定により令和 2 年度分の固定資産税の全額を免除された土地及び家屋に対する令和 3 年度分の固定資産税については、当該年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。
（宮古市国民健康保険税条例の一部改正）
- 4 宮古市国民健康保険税条例（平成 17 年宮古市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
（東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例）	（東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例）
<p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例（令和 2 年宮古市条例第 号）附則第 3 項の規定の適用を受ける場合における第 4 条、第 8 条及び第 12 条の規定の適用については、令和 3 年度分限り、第 4 条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例（令和 2 年宮古市条例第 号。以下「震災減免条例」という。）附則第 3 項の規定による固定資産税の減免後の当該年度分固定資産税額」と、第 8 条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「震災減免条例附則第 3 項の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第 12 条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「震災減免</p>	<p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成 26 年宮古市条例第 38 号）第 2 条の規定の適用を受ける場合における第 4 条、第 8 条及び第 12 条の規定の適用については、平成 27 年度から令和 2 年度までの各年度分限り、第 4 条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成 26 年宮古市条例第 38 号。以下「震災減免条例」という。）第 2 条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分固定資産税額」と、第 8 条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「震災減免条例第 2 条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第 12 条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「震災減免</p>

免条例附則第3項の規定による固定資産税の減免後の
当該年度分の固定資産税額」とする。

条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年
度分の固定資産税額」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の宮古市国民健康保険税条例附則第18項の規定は、令和3年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し</p>	<p>(税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

た金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」と

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

宮古市再生可能エネルギー基金条例

(設置)

第1条 再生可能エネルギーを活用した施策を推進するため、宮古市再生可能エネルギー基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市再生可能エネルギー基金を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例（平成28年宮古市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の免除) 第2条 平成28年9月分から令和3年3月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。 (1)・(2) 〔略〕	(使用料の免除) 第2条 平成28年9月分から令和2年12月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。 (1)・(2) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除の期間を延長しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例（令和元年宮古市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第2条 令和元年10月分（同年10月12日から同月31日までの利用に限る。以下同じ。）から<u>令和3年12月分</u>までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 台風第19号により、入所児童の属する世帯の世帯主又はその世帯に属する者の令和元年における事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の額の合計額が<u>減少し、その減少額</u>（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額）が平成30年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である場合</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第2条 令和元年10月分（同年10月12日から同月31日までの利用に限る。以下同じ。）から<u>令和2年12月分</u>までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 台風第19号により、入所児童の属する世帯の世帯主又はその世帯に属する者の令和元年における事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の額の合計額に<u>減少が見込まれ、その減少見込額</u>（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額）が平成30年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である場合</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例第2条第1項第2号の規定により行われた使用料の免除については、なお従前の例による。
- 令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和元年台風第19号の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除の期間を延長しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

宮古市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第9条）

第3章 子ども及び子育て家庭への支援のための基本的な施策（第10条—第18条）

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進（第19条—第23条）

附則

「森・川・海」がもたらす豊かな自然は、宮古の宝である。

そして、その自然に抱かれ育つ子どももまたかけがえのない宝であり、未来への希望である。

全ての子どもがこの豊かな自然環境と家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員としてふるさと宮古に愛着と誇りを持つことは、私たち市民の願いである。

私たちは、日本国憲法や児童の権利に関する条約、そして児童福祉法の理念に基づき子どもの権利を尊重しながら、市民憲章に定めるまちづくりを通じて、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるふるさと宮古の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども及び子育て家庭への支援についての基本理念を定め、市、保護者等及び学校等の責務並びに市の施策の基本的事項を明らかにすることにより、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し、若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で市民活動若しくは地域活動を行う個人若しくは団体であつて、子ども以外のものをいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所し若しくは利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- (6) 保護者等 保護者、市民等及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 子どもがいじめ、体罰、虐待及び差別に悩み、苦しむことなく、安全で安心して生きていくことができるよう子どもの基本的人権が尊重されること。
- (2) 子どもが自らを大切に思う気持ち及び互いに支え合うことのできる心を育み、一人ひとりの多様性を尊重し、生きる力を身に付けることができるよう支援されること。
- (3) 子どもが自らの発達段階に応じた学び又は遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。
- (4) 保護者が自信と生きがいを持って子どもと向き合い、子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援されること。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する総合的な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、保護者等及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、家庭が子育てについての第一義的責任を有すること並びに子どもの心身の成長及び人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情を持って子どもを育てよう努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに健やかに過ごすことができるよう努めるものとする。
- 3 保護者は、子どもが豊かな人間性及び基本的な生活習慣を身につけることができるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して健やかに育つことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策及び取組みに参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、及び生きる力を身につけることができるよう必要な支援に努めるものとする。

- 2 学校等は、その施設内におけるいじめ、体罰、虐待及び差別から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう必要な支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が仕事と子育ての両立を可能とすることができるよう、子育てに関する理解を深め、雇用環境の整備並びに仕事及び生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

2 事業者は、子どもを雇用するときは、関係法令を遵守するとともに、地域社会の一員としての育成に努めるものとする。

(協力及び連携)

第9条 市、保護者等及び学校等（以下これらを「市等」という。）は、相互に協力し、かつ、連携して、子ども及び子育て家庭への支援に努めるものとする。

第3章 子ども及び子育て家庭への支援のための基本的な施策

(安全で安心な環境づくりの推進)

第10条 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第11条 市は、子どもに関する問題について、安心して相談することができる総合的な相談体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子どもが安心して相談することができる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある子ども等への支援)

第12条 市は、障害のある子ども及び発達上の支援が必要な子どもの健やかな成長及び社会参加を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等)

第13条 市は、保護者等及び学校等と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等)

第14条 市は、子どもへの虐待を予防し、並びに虐待を受けている子ども及びそのおそれがある子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校の子ども及びひきこもりの子どもへの支援)

第15条 市は、保護者等及び学校等と連携し、不登校の子ども及びひきこもりの子どもを支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な家庭の子どもへの支援)

第16条 市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育った子どもが健やかに成長できる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(全ての子どもへの適切な支援)

第17条 市は、第10条から前条までに定めるもののほか、全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(子育て家庭等への支援)

第18条 市は、保護者等及び学校等と連携し、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が安心して子どもを育てることができる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民が妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進

(情報の提供)

第19条 市等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策等について、子どもに分かりやすく伝えるよう努めるものとする。

(社会参加の促進等)

第20条 市等は、子どもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明し、社会に参加する機会を設けるとともに、その考え及び意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

(体験の充実及び居場所の設置)

第21条 市等は、子どもの発達の段階又は状況に応じた多様な遊び及び体験のできる機会の提供及び充実に努めるものとする。

2 市等は、子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動し、及び文化に触れるために必要な場所を設けるよう努めるものとする。

(環境の保護)

第22条 市等は、豊かで美しい自然環境が子どもの成長及び発達に大切であることを認識し、その環境を守り育てるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第23条 市等は、全ての市民が子どもの権利並びに子ども及び子育て家庭への支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

子ども及び子育て家庭への支援に関し、基本理念を定め、市、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

財産の処分に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

令和2年3月19日に議会の議決を経た財産の処分に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

処分する財産の表中「3,455.48㎡」を「3,455.34㎡」に、「9,365.58㎡」を「9,365.44㎡」に、「127,814,544円」を「127,813,872円」に改める。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

処分する土地について、測量に錯誤があったことから、処分面積及び処分価格を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 処分する財産 宮古運動公園の用に供していた土地の一部
- 2 処分の相手方 岩手県
- 3 変更内容

岩手県が測量した際に、同県が施工する二級河川津軽石川三陸高潮対策事業用地の用に供する土地の一部と赤前地先海岸河川等災害復旧事業用地の用に供する土地の一部が重複していることが判明したことから、処分する面積を減少し、及び処分価格を減額しようとするもの。

所在地	変更前		変更後		増減
	地積	処分価格	地積	処分価格	
宮古市赤前第8 地割10番2の 一部	40.24 m ²		40.24 m ²		
宮古市赤前第8 地割10番4の 一部	<u>3,455.48 m²</u>		<u>3,455.34 m²</u>		△0.14 m ²
宮古市赤前第9 地割68番の一 部	5,075.65 m ²		5,075.65 m ²		
宮古市赤前第9 地割81番2の 一部	174.90 m ²		174.90 m ²		
宮古市赤前第9 地割91番2	114.54 m ²		114.54 m ²		
宮古市赤前第9 地割98番2	504.77 m ²		504.77 m ²		
合計	<u>9,365.58 m²</u>	<u>127,814,544 円</u>	<u>9,365.44 m²</u>	<u>127,813,872 円</u>	△672 円

備考 変更部分は、下線の部分である。

議案第16号

負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて

別紙のとおり負担付きの寄附の申込みがあったから、申込みのとおりこれを受けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

鉄道旅客輸送を維持するため、三陸鉄道株式会社から負担付きの寄附の申込みがあったので、これを受けようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

1 寄附の目的及び宮古市が負担すべき義務

(1) 寄附の目的

三陸沿岸地域における交通の利便を確保し、地域振興に資する観点から、鉄道旅客輸送を維持するため。

(2) 宮古市が負担すべき義務

宮古市は、2に掲げる鉄道事業用償却資産を寄附した者に、事業の用に供するため当該資産を無償貸付すること。

2 寄附を受ける鉄道事業用償却資産

所在地	種別	細目	数量		単位	備考
宮古市 (旧北リアス線)	土木設備	切取	751	55	m ³	被災延長按分
		盛土	2,426	04	m ³	被災延長按分
		土留壁	108	83	m ²	被災延長按分
		土留擁壁	12	60	m ²	被災延長按分
		のり面工	107	21	m ²	被災延長按分
		特殊路盤	0	10	m ²	被災延長按分
	本線軌道	50kg レール	79	85	m	被災延長按分
		40kg レール	101	38	m	被災延長按分
		枕木	186	17	本	被災延長按分
		道床	180	35	m	被災延長按分
宮古市 (旧山田線)	土木設備	切取	1,154	18	m ³	被災延長按分
		盛土	3,863	10	m ³	被災延長按分
		土留壁	40	73	m ²	被災延長按分
		土留擁壁	2	47	m ²	被災延長按分
		のり面工	147	24	m ²	被災延長按分
		特殊路盤	1	34	m ²	被災延長按分
	本線軌道	60kg レール	5	52	m	被災延長按分
		50kg レール	302	77	m	被災延長按分
		40kg レール	67	24	m	被災延長按分
		枕木	459	92	本	被災延長按分
道床		308	47	m	被災延長按分	

議案第17号

宮古市と岩手県との間の宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を廃止することの協議に関し議決を求めることについて

宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を令和3年3月31日限りで廃止することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により岩手県と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を令和3年3月31日限りで廃止することについて、岩手県と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

区域を変更する字の名称	左欄に掲げる字に編入する区域
宮古市平津戸第1地割	宮古市平津戸北平津戸山国有林374林班ろ小班の一部、同377林班ろ1小班外の一部及び同381林班と1小班外の一部
宮古市平津戸第2地割	宮古市平津戸南平津戸山国有林302林班ほ小班の一部
宮古市門馬第1地割	宮古市門馬大日向山国有林385林班は小班外の一部及び同385林班と小班外の一部
宮古市区界第3地割	宮古市区界第2地割南田代山国有林392林班へ2小班外の一部
宮古市区界第4地割	宮古市門馬北田代山国有林386林班い1小班外の一部、宮古市区界第1地割南田代山国有林338林班り小班の一部、宮古市区界第2地割南田代山国有林339林班ほ1小班外の一部、同392林班い小班外及び同402林班り小班外の一部

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

国有林野の一部の所管換に伴い、字の区域を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めること
について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、岩手県知事から重茂漁港区域内における公有水面埋立てについて意見を求められたので、これに同意するものとし、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

1 埋立ての免許を出願した者 岩手県

2 埋立区域

(1) 位置 宮古市重茂第7地割1番8、34番及び無地番地先水面

(2) 区域 別紙のとおり

(3) 面積 1,125.81平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 2(1)と同じ

(2) 区域 別紙のとおり

(3) 面積 3,735.58平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立工事の概要

重茂地区水産生産基盤整備事業により、令和3年度から令和4年度までにかけて、漁港施設用地（物揚場敷）1,125.81平方メートルを造成することにより、漁港施設用地の不足を解消し、流通の円滑化及び水産業の安定的な継続を図るものである。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から令和6年3月31日まで

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

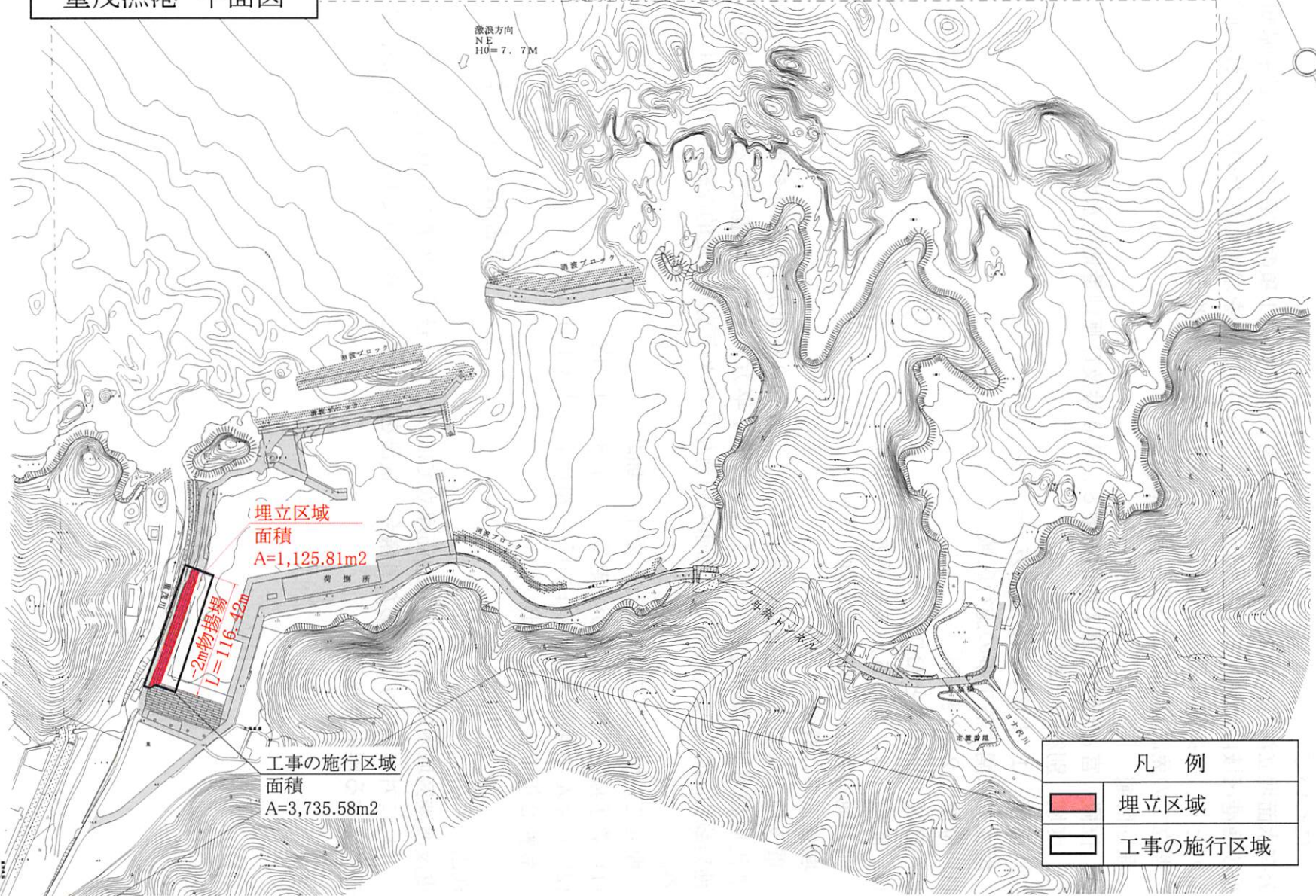
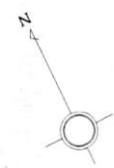
理由

重茂漁港区域内における公有水面埋立てについて、岩手県知事から意見を求められたので、これに対し答申するにあたり議会の議決を経ようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

重茂漁港 平面図

漁港区域(平成元年8月21日告示)


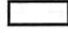
波浪方向
NE
H0=7.7M



埋立区域
面積
A=1,125.81m²

埋立区域の長さ
L=116.42m

工事の施行区域
面積
A=3,735.58m²

凡 例	
	埋立区域
	工事の施行区域

議案第20号

重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めること
について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、岩手県知事から重茂漁港区域内における公有水面埋立てについて意見を求められたので、これに同意するものとし、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

1 埋立ての免許を出願した者 岩手県

2 埋立区域

(1) 位置 宮古市重茂第7地割34番及び無地番地先水面

(2) 区域 別紙のとおり

(3) 面積 179.69平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 2(1)と同じ

(2) 区域 別紙のとおり

(3) 面積 1,353.42平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立工事の概要

重茂地区水産生産基盤整備事業により、令和3年度において、漁港施設用地（臨港道路敷）179.69平方メートルを造成することにより、漁港施設用地の不足を解消し、流通の円滑化及び水産業の安定的な継続を図るものである。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から令和6年3月31日まで

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

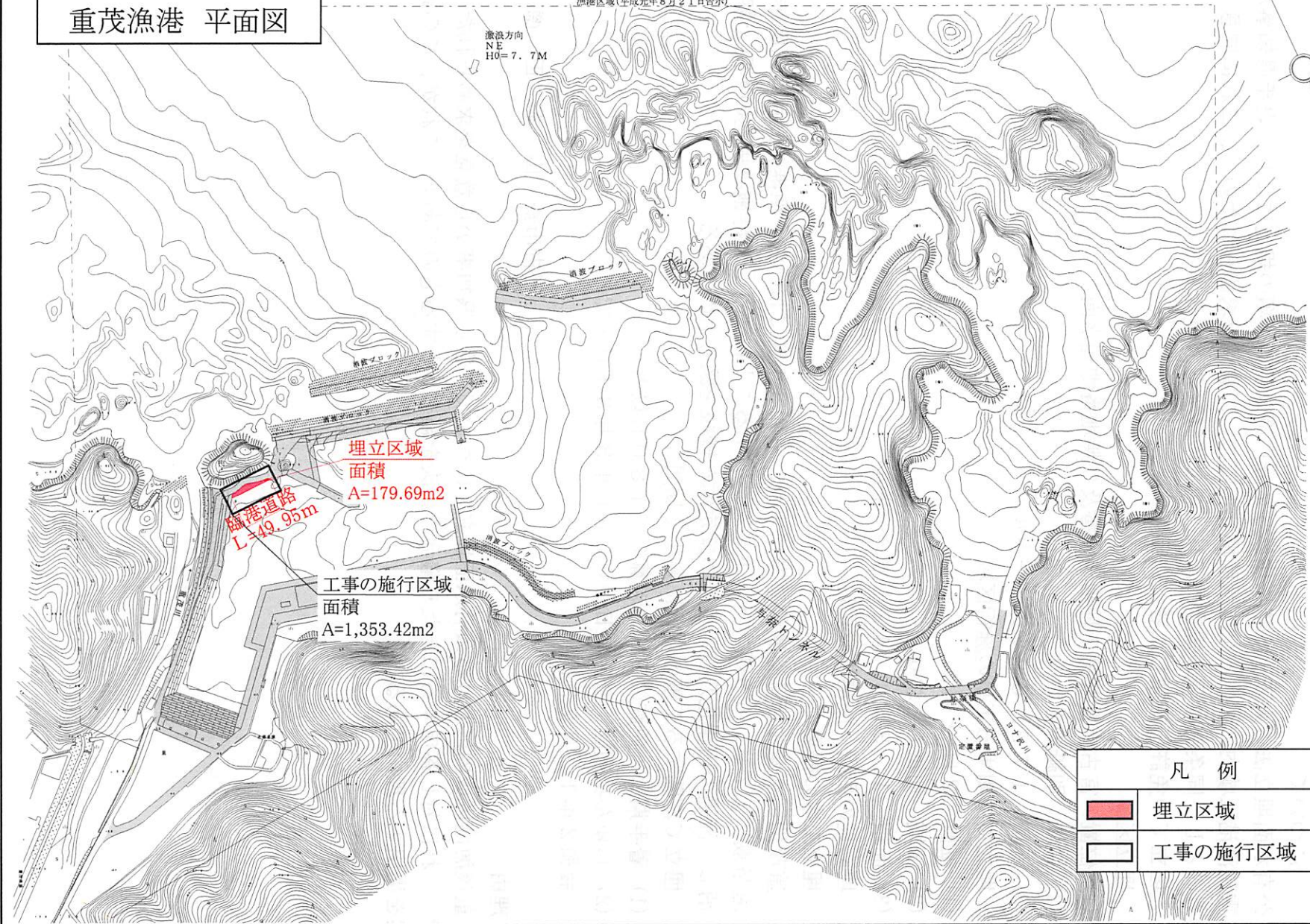
理由

重茂漁港区域内における公有水面埋立てについて、岩手県知事から意見を求められたので、これに対し答申するにあたり議会の議決を経ようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

重茂漁港 平面図

漁港区域(平成元年8月21日告示)


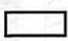
激浪方向
NE
H0=7.7M



埋立区域
面積
A=179.69m²

漁港道路
L=49.95m

工事の施行区域
面積
A=1,353.42m²

凡 例	
	埋立区域
	工事の施行区域

議案第21号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
235	高浜中央線	宮古市高浜第9地割52番13地先	
		宮古市高浜第5地割13番4地先	
467	高浜8号線	宮古市高浜第5地割2番2地先	
		宮古市高浜第5地割9番地先	

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



参考資料

位置図

宮古市

宮古西道路

三陸鉄道リアス線

宮古中央IC

市道名
高浜中央線
高浜8号線

位置：宮古市高浜二丁目地内
宮古市高浜四丁目地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

廃止図面

路線番号 : 235
路線名 : 高浜中央線
延長 : 931.8m
幅員 : 6.6m~10.4m
起点 : 宮古市高浜第9地割52番13地先
終点 : 宮古市高浜第5地割13番4地先

路線番号 : 467
路線名 : 高浜8号線
延長 : 176.4m
幅員 : 2.0m~3.3m
起点 : 宮古市高浜第5地割2番2地先
終点 : 宮古市高浜第5地割9番地先

S=1 : 4,000

議案第22号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
235	高浜中央線	宮古市高浜二丁目65番4地先	
		宮古市高浜二丁目113番4地先	
467	高浜8号線	宮古市高浜二丁目108番1地先	
		宮古市高浜四丁目163番地先（右）	
918	高浜8号第1支線	宮古市高浜四丁目152番地先	
		宮古市高浜四丁目146番4地先	
919	高浜8号第2支線	宮古市高浜四丁目154番1地先（右）	
		宮古市高浜四丁目158番1地先（右）	
920	高浜9号線	宮古市高浜四丁目104番1地先（右）	
		宮古市高浜四丁目125番1地先（右）	

重茂地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
57	石浜直沢支線	宮古市重茂第18地割11番11地先	
		宮古市重茂第18地割12番30地先	

令和2年12月2日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



参考資料

位置図

宮古市

宮古西道路

三陸鉄道リアス線

- 市道名
- 高浜中央線
 - 高浜8号線
 - 高浜8号第1支線
 - 高浜8号第2支線
 - 高浜9号線

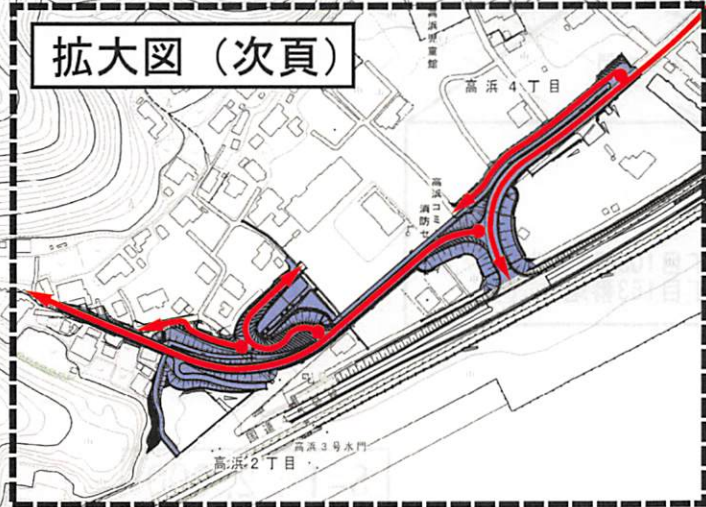
位置：宮古市高浜二丁目地内
宮古市高浜四丁目地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

認定図面

路線番号：235
路線名：高浜中央線
延長：740.4m
幅員：6.6m～33.1m
起点 宮古市高浜二丁目65番4地先
終点 宮古市高浜二丁目113番4地先



S=1 : 4,000

拡大図

4 地割

路線番号 : 919
路線名 : 高浜 8 号第 2 支線
延長 : 72.4m
幅員 : 4.5m~13.9m
起点 宮古市高浜四丁目154番1地先 (右)
終点 宮古市高浜四丁目158番1地先 (右)

路線番号 : 920
路線名 : 高浜 9 号線
延長 : 128.5m
幅員 : 7.0m~21.4m
起点 宮古市高浜四丁目104番1地先 (右)
終点 宮古市高浜四丁目125番1地先 (右)

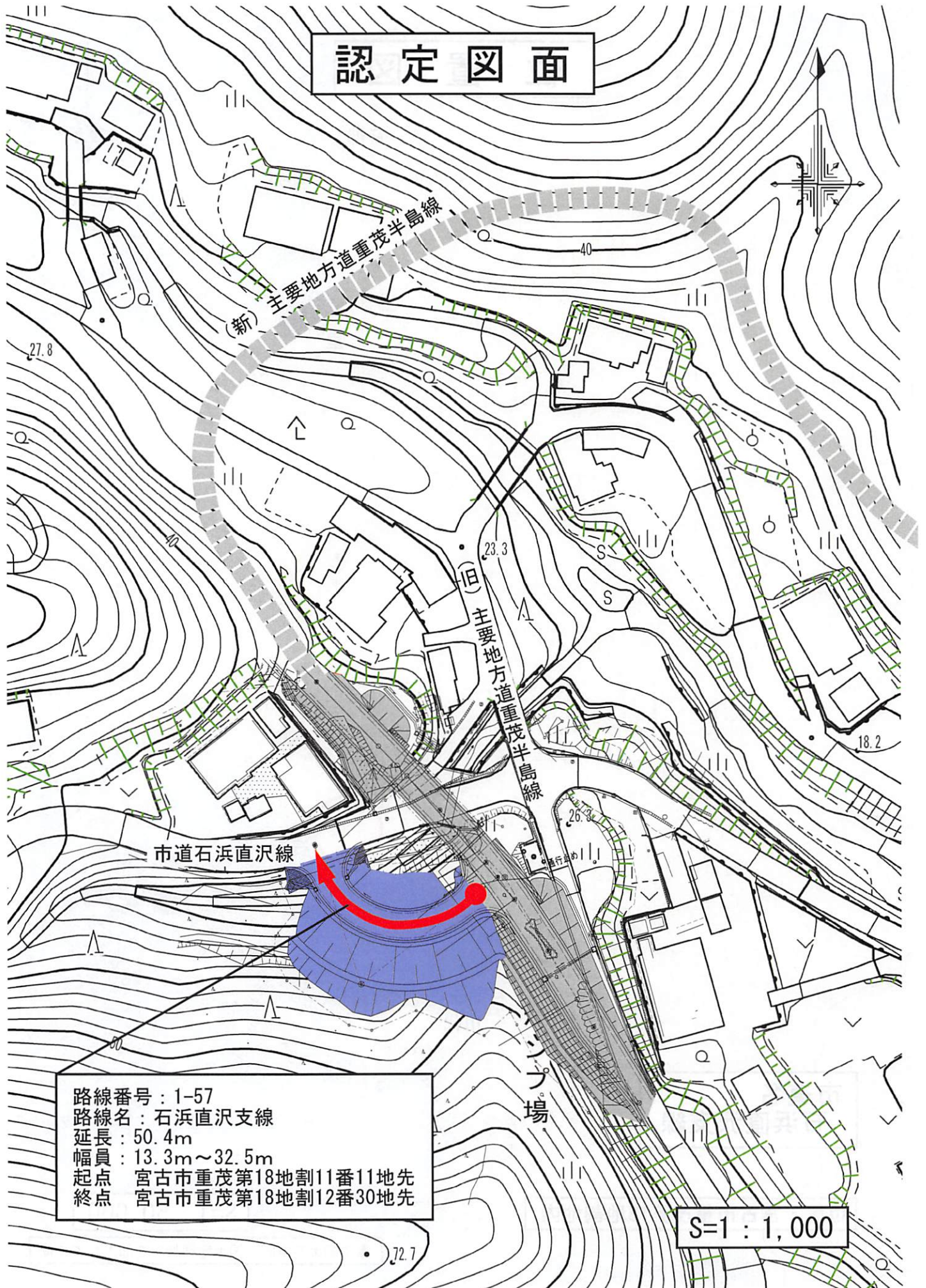
路線番号 : 918
路線名 : 高浜 8 号第 1 支線
延長 : 102.9m
幅員 : 6.0m~20.5m
起点 宮古市高浜四丁目152番地先
終点 宮古市高浜四丁目146番4地先

路線番号 : 467
路線名 : 高浜 8 号線
延長 : 293.0m
幅員 : 2.0m~30.7m
起点 宮古市高浜二丁目108番1地先
終点 宮古市高浜四丁目163番地先 (右)

S=1 : 2,000



認定図面



路線番号：1-57
路線名：石浜直沢支線
延長：50.4m
幅員：13.3m～32.5m
起点 宮古市重茂第18地割11番11地先
終点 宮古市重茂第18地割12番30地先

S=1 : 1,000